

弥彦村立弥彦中学校いじめ等防止基本方針

はじめに

この弥彦村立弥彦中学校いじめ等防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ等防止の対策を効果的に推進するために策定するものである。

0-1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にあるほかの生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

0-2 いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」をいう。これは県条例第2条2項にも定められている。

1 いじめ等の防止のための基本的な方向

(1) いじめ等に対する基本的な考え方

いじめ等はどの子どもにも、どの学校にも起きうる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめ等は絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめ等の未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的・組織的に取り組んでいかなければならない。

また、いじめ等の問題への取組の重要性について、地域、家庭にも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ等の防止のための取組方針

- ① いじめ等の防止の取組を、いじめ等の未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ等の防止に関する取組の年間計画を作成する。

- ③「学校生活アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。(P D C Aサイクルによる)
- ④校内研修等において、学校いじめ等防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめ等に対する意識啓発と、いじめ等の対応の取組に対する資質を向上させる。

(3)いじめ等の防止の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめ等防止に関する措置を実効的に行うために「いじめ・不登校対策委員会、生徒指導部会」による、いじめ等防止の対策のための組織(以下「組織」)を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭とする。必要に応じ、問題発生及び関係学年主任・学級担任。

さらに問題の重要性に鑑み、村教委管理指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(村教育委員会及び中越教育事務所)、スクールサポーター(西蒲警察署生活安全課)、児童相談所相談員、少年サポートセンター職員等の関係機関の担当者を招聘する。

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめ等の相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめ等の疑いに関する情報や児童の問題行動等にかかわる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめ等の疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するために中核としての役割

(4)地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発(法における保護者の責務等 第9条)

ア P T A総会において、いじめ等防止に関する保護者の責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 夏休み前にP T A懇談会を実施する。

② 情報発信及び基本方針の周知(学校だより・HP等)

③ 地域の活動によるいじめ等の未然防止(学校運営協議会との連携)

(5) 関係機関等との連携

- ① 警察、児童相談所、村教委、民生児童委員、青少年健全育成員等との連携
- ② 中学校区保小中の連携強化(弥彦村サポートチームネットワーク等との連携)

(6) 警察の連携

- ① 重大ないじめ事案は直ちに警察に相談・通報を行う他、警察と日常的に情報共有や相談を行える体制の構築に努める。
- ② 重大ないじめ事案における警察との連携を含めた学校の姿勢を、入学式やPTA総会などの機会を活用し、保護者等に対してあらかじめ周知しておく。

2 いじめ等の未然防止のための取組

(1) いじめ等未然防止のための取組

- ① 道徳教育の充実(教育計画・道徳年間計画、学習参観での道徳授業の公開等)
- ② 人権教育、同和教育の充実(教育計画・人権教育、同和教育全体計画、校内研修の実施等)
- ③ 社会性の育成(授業、特別活動、行事、異年齢交流)
- ④ 生徒の手によるいじめ等防止(いじめ見逃しゼロスクール集会等)
- ⑤ 中1ギャップ解消の取組(小中連携「心の教育推進部」の活動)
- ⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめ等の早期発見のための取組

- ① 全職員による日常的な情報交換
- ② 学級担任によるデイリーライフ等による心情把握
- ③ 定期的なアンケート(「学校生活アンケート」)等の実施
- ④ 教育相談の充実(いじめ等防止のための年間計画)

(3) いじめ等への即時対応の取組

- ① 村教委への報告・相談
- ② 組織を活用した状況調査
 - ア いじめられている生徒の保護
 - イ いじめ等をしている生徒への指導
 - ウ いじめられている生徒の保護者への報告・対応
 - エ いじめ等をしている生徒の保護者への報告・対応
 - オ その他の生徒に対する対応(黙認生徒への指導等)

(4) いじめ等が解消するまでの継続観察とアフターケア

- ①いじめ等が解消している状態とは、「いじめ等の行為がやんでいる状態が3ヶ月継続している」「被害者が心身の苦痛を受けていない」ことを指す。
- ②解消が認められるまで、当該生徒及び関係生徒の行動観察とアフターケアを継続する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
ア 生徒が自殺を企図した場合
イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合
エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ② いじめ等により、相当期間学校を欠席することを余儀なくされた疑い(年間
30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合も含む)

(2) 重大事態発生時の対応

村教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 組織による調査体制を整える。
 - イ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめ等を受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を村教委に報告する。
 - オ 村教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が主体となった場合の対応
 - ア 設置者の調査組織に必要な資料提供等、調査に協力する。
 - イ 設置者は児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめ等の結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事案に関わる資料(生徒アンケート、生徒・保護者への聞き取りメモ、指導の記録等)については、重要文書として5年間保存する。